



第48回水道週間 (6月1日～7日)

「安全とおいしさごくり 水道水」

日常生活に欠くことのできない水道。大切だけど、普段は当たり前すぎて比較的皆さんの関心が低いのが実情です。水道週間を機会に、水道に対する一層のご理解と節水へのご協力をお願いします。

松前町では、より質の高い、住民に信頼される水道をめざし、新水源の開発と高度浄水施設の整備を促進するとともに、地震などの災害に強い水道づくりを進めています。

ご家庭の蛇口まで安全な水をお届けします

水道水は、衛生的に安全であることが極めて重要です。松前町の水源である地下水は、もともと非常に優れた水質ですが、水道課では、毎日法律で決められた塩素消毒の効果を確かめるとともに、定期的に国が定めた基準に基づく水質検査を実施しています。(水質検査の結果は、松前町のホームページ「暮らしの情報」をご覧ください)

恵久美水源地・浄水場の建設が進んでいます

上水道第6次拡張事業として取り組んでいる恵久美水源地・浄水場は、平成19年度の完成をめざして建設中です。今年度は、これにあわせて、上高柳、大溝及び東古泉各水源地の改修を行うとともに、恵久美浄水場と各水源地を結ぶ導配水管の布設工事を行います。



給水装置の取扱い

皆さんがご家庭で使用している水道は、道路下の配水管から引き込んでいる給水管や止水栓、水道メーター、屋内の配管、給水栓(蛇口)などの設備や器具で構成されています。これらをまとめて「給水装置」といいます。給水装置は、水道を必要とする皆さんが個人の費用で設置した財産です。したがって、敷地内で水道の修理や増設を行う場合の費用は、使用者の負担となります。ただし、サービス上の見地から、配水管分岐点から水道メーターまでに漏水や故障があった場合には、水道課で修理します。

なお、敷地内であっても給水装置の工事、修理を行う場合は、松前町指定給水装置工事業業者(左表参照)へご依頼ください。また、水道管と他の水管(自家用井戸や薬液設備など)の接続は法律で禁止されています。絶対に行わないでください。

水道料金の支払いはお早めに

水道事業は、皆さんにお支払いいただく水道料金で運営しています。より安全な設備で快適に水道をご利用いただくためにも、料金は期日までにお支払いください。また、口座振替の方は、振替日までに残高のご確認をお願いします。

問い合わせ

役場水道課 ☎985-4133